

平成15年	4月30日	改定
平成16年	4月	1日改定
平成18年	3月	1日改定
平成21年	4月	1日改定
平成22年	6月	1日改定
平成25年	4月	1日改定
平成27年	4月	1日改定
平成28年	10月	1日改定

一般財団法人 愛知県建築住宅センター評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する評価業務に係る申請料金について、必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価の申請料金)

第2条 業務規程第7条に規定する設計住宅性能評価の申請料金(消費税を含む)は、申請1件につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、住宅型式性能認定住宅・型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅(以下「住宅型式性能認定等住宅」という。)は除く。

- 一 一戸建住宅(併用住宅を含む)の設計住宅性能評価の申請料金は、別表第1による。
 - (1) 変更設計住宅性能評価の申請料金は、変更1事項につき、別表第2による。
 - (2) センターが設計住宅性能評価中であつた住宅の計画を変更して再度設計住宅性能評価を申請する場合の申請料金は、当初の申請料金の2分の1の額(千円未満切捨)。
- 二 共同住宅等(一戸建併用住宅を除く)の設計住宅性能評価の申請料金は、別表第3による。ただし、申請者が一部の住戸のみの評価を希望(以下「一部住戸評価希望」という。)の場合の申請料金は、次式で得られた額(千円未満切捨)。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,000 \text{ (単位:円)}$$

Y : 一部住戸評価希望の場合の申請料金(単位:円)

Z : 別表第3でM=Pで算定した額。(単位:円)

P : 一部住戸評価希望の戸数

W : 一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位:戸)

- (1) 変更設計住宅性能評価の申請料金は、変更1事項につき、別表第4による。
- (2) センターが設計住宅性能評価中であつた住宅の計画を変更して再度設計住宅性能評価を申請する場合の申請料金は、当初の申請料金の2分の1の額(千円未満は、切り捨て)。

(建設住宅性能評価の申請料金)

第3条 業務規程第14条に規定する建設住宅性能評価の申請料金(消費税を含む)は、申請1

件につき、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、住宅型式性能認定等住宅は除く。

一 一戸建住宅(併用住宅を含む)の建設住宅性能評価の申請料金は、別表第5による。

(1) 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(地域別追加申請料金分を除く。)の2分の1の額(千円未満切捨)、センター以外のもが交付している場合は、3分の2の額(千円未満切捨)。ただし、別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

二 共同住宅等(一戸建併用住宅を除く)の建設住宅性能評価の申請料金は、別表第6による。ただし、一部住戸評価希望の場合の申請料金は、次式で得られた額による(千円未満切捨)。なお、別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,000 \text{ (単位: 円)}$$

Y : 一部住戸評価希望の場合の申請料金(単位: 円)

Z : 別表第6でMにPを代入して算定した額。(単位: 円)

P : 一部住戸評価希望の戸数

W : 一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位: 戸)

(1) 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(地域別追加申請料金分を除く。)の2分の1(千円未満切捨)、センター以外のもが交付している場合は、3分の2(千円未満切捨)とする。ただし、別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

(2) 住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合の料金は、別途見積りによる。

三 室内空気中の化学物質の濃度等を測定する場合の申請料金は、別表第7による。

(住宅型式性能認定等住宅の申請料金)

第4条 住宅型式性能認定等住宅の設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請料金(消費税を含む)は、申請1件につき、次の各項に定める額とする。また、第2条第一号(1)及び(2)、第3条第一号(1)の規程は、第2項においてこれを準用し、又、第2条第二号の規程は、第3項各号において、別表第3を第3項各号の設計評価の料金表と読み替え、第3条第二号の規程は、第3項各号において、別表第6を第3項各号の建設評価の料金表と読み替え、これを準用し、第3条第三号の規程は、次の各項で準用する。

2 一戸建住宅の申請料金は、以下による。

一 住宅型式性能認定の住宅(併用住宅を含む)

設計評価

(単位: 円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あた りの加算額
100 m ² 未満	申請区分 1	25,000	16,000	2,000
	申請区分 2	29,000	20,000	
100 以上 200 m ² 未満	申請区分 1	33,000	23,000	2,000
	申請区分 2	36,000	26,000	
200 m ² 以上	申請区分 1	44,000	34,000	2,000
	申請区分 2	46,000	36,000	

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 床面積が 500 m²以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あた りの加算額
100 m ² 未満	申請区分 1	67,000	60,000	1,500
	申請区分 2	68,000	61,000	
100 m ² 以上 200 m ² 未満	申請区分 1	77,000	69,000	2,000
	申請区分 2	79,000	71,000	
200 m ² 以上	申請区分 1	97,000	86,000	2,500
	申請区分 2	99,000	88,000	

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。
- ※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、10,000円を加算する。
- ※ 別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

二 型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅(併用住宅を含む)

設計評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
100㎡未満	申請区分1	23,000	13,000	2,000
	申請区分2	28,000	18,000	
100以上 200㎡未満	申請区分1	29,000	19,000	2,000
	申請区分2	33,000	23,000	
200㎡以上	申請区分1	38,000	27,000	2,000
	申請区分2	41,000	30,000	

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 床面積が500㎡以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
100㎡未満	申請区分1	65,000	59,000	1,500
	申請区分2	66,000	60,000	
100㎡以上	申請区分1	73,000	66,000	1,500

200 m ² 未満	申請区分 2	74,000	67,000	
200 m ² 以上	申請区分 1	91,000	81,000	2,000
	申請区分 2	92,000	83,000	

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋
 選択分野数×1 選択分野あたりの加算額
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。
 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 床面積が 500 m²以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、10,000 円を加算する。

※ 別表第 8 「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

3 共同住宅等の申請料金は、以下による。

一 住宅型式性能認定住宅

設計評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15 戸以下	申請区分 1	52,000+9,000×(M-2)	37,000+6,000×(M-2)	2,500+500×(M-2)
	申請区分 2	54,000+9,000×(M-2)	40,000+6,500×(M-2)	

※ M は評価戸数

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋
 選択分野数×1 選択分野あたりの加算額
 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15 戸以下	申請区分 1	$76,000+6,000 \times M$	$66,000+5,000 \times M$	5 戸以下： 2,500
	申請区分 2	$78,000+7,000 \times M$	$68,000+6,000 \times M$	6～10 戸： 3,500 11～15 戸： 4,500

※ Mは評価戸数

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

※ 設計住宅性能評価がセンター以外の場合は、別途見積りとする。

※ 別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

二 型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅

設計評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15 戸以下	申請区分 1	$47,000+8,000 \times (M-2)$	$32,000+5,000 \times (M-2)$	$2,500+500 \times (M-2)$
	申請区分 2	$49,000+8,000 \times (M-2)$	$35,000+5,500 \times (M-2)$	

※ Mは評価戸数

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

ギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

建設評価

(単位：円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
15 戸以下	申請区分 1	70,000+6,000×M	60,000+5,000×M	5 戸以下： 2,500
	申請区分 2	72,000+7,000×M	62,000+6,000×M	6～10 戸： 3,500 11～15 戸： 4,500

※ Mは評価戸数

※ 申請区分

申請区分 1：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2：温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金＝必須分野のみを評価申請する場合の料金＋

選択分野数×1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 16戸以上の場合は、別途見積りとする。

※ 設計住宅性能評価がセンター以外の場合は、別途見積りとする。

※ 別表第 8 「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

4 設計住宅性能評価書をセンター以外の者が交付している建設住宅性能評価の申請料金(消費税を含む)の額は、前項の料金に次号の額を加算する。

- 一 一戸建の住宅は 10,000 円
- 二 共同住宅等は別途見積り

(建設住宅性能評価のための再検査に係る追加料金)

第5条 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査においてセンターが不適と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいう。)を行う場合の追加料金(消費税を含む)の額は、1回につき、30,000円とする。ただし、別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合は、1回につき、それぞれに定められた追加料金を加算する。

(液状化に関する情報提供に係る料金)

第6条 地盤液状化に関する参考情報の提供に係る料金(消費税を含む)は、1件あたり5,000円とする。

(評価業務料金返還等について)

第7条 契約の取り下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務料金返還等に関する規程」により計算した金額とする。

第8条 上記料金表に該当しない場合は、別途センターと協議して定める額とする。

(附則)

この規程は、平成15年4月30日より施行する。

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年3月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年6月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

設計評価

別表第1 一戸建住宅(併用住宅を含む)の設計住宅性能評価の申請料金 (単位:円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あ たりの加算額
100 m ² 未満	申請区分 1	48,000	37,000	2,500
	申請区分 2	50,000	39,000	
100 m ² 以上 200 m ² 未満	申請区分 1	48,000	37,000	2,500
	申請区分 2	50,000	39,000	
200 m ² 以上	申請区分 1	55,500	41,000	2,500
	申請区分 2	57,500	43,000	

※ 申請区分

申請区分 1 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金 = 必須分野のみを評価申請する場合の料金 +

選択分野数 × 1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 床面積が 500 m²以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

※ 地下車庫等構造計算が必要なもの(躯体が木造で地下車庫が R C 造の建物で構造計算が 2 種類必要なもの) 1 件 10,000 円を加算する。

※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りによる。

別表第2 一戸建住宅(併用住宅を含む)の変更設計住宅性能評価の申請料金

申請区分	変更分野	料金(円)	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関すること	8,000	12,000
	上記以外	5,000	7,500
設計評価中の当初の申請を取り下げ、改めて変更申請する場合	—	当初の申請料金の2分の1	—

- ※ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいう。
- ※ 上記の設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とする。

別表第3 共同住宅等の設計住宅性能評価の申請料金 (単位:円)

申請区分		すべての評価分野を評価申請する場合	必須分野のみを評価申請する場合	1 選択分野あたりの加算額
2 戸以上 20 戸未満	申請区分 1	$60,000 + 12,000 \times (M-2)$	$44,000 + 8,000 \times (M-2)$	$3,000 + 700 \times (M-2)$
	申請区分 2	$62,000 + 12,000 \times (M-2)$	$47,000 + 8,500 \times (M-2)$	$2,500 + 600 \times (M-2)$
20 戸以上 100 戸未満	申請区分 1	$276,000 + 8,000 \times (M-20)$	$188,000 + 4,000 \times (M-20)$	$15,000 + 700 \times (M-20)$
	申請区分 2	$278,000 + 8,000 \times (M-20)$	$200,000 + 4,500 \times (M-20)$	$13,000 + 600 \times (M-20)$
100 戸以上	申請区分 1	$916,000 + 7,000 \times (M-100)$	$508,000 + 4,000 \times (M-100)$	$68,000 + 600 \times (M-100)$
	申請区分 2	$918,000 + 7,000 \times (M-100)$	$560,000 + 3,500 \times (M-100)$	$60,000 + 600 \times (M-100)$

- ※ M は評価戸数
- ※ 申請区分
 - 申請区分 1 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合
 - 申請区分 2 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合
- ※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする
 - 料金 = 必須分野のみを評価申請する場合の料金 + 選択分野数 × 1 選択分野あたりの加算額
 - 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。
 - 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 地下車庫等構造計算が必要なもの(躯体が木造で地下車庫が R C 造の建物で構造計算が 2 種類必要なもの)は、別途見積りとする。
- ※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。

別表第4 共同住宅の変更設計住宅性能評価の申請料金

申請区分	変更分野	料金(円)	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関すること	M×5,000	M×7,500
	上記以外	M×3,000	M×4,500
設計評価中の当初の申請を取り下げ、改めて変更申請する場合	—	当初の申請料金の2分の1	—

※ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした者

※ Mは変更の対象となる住戸の数

※ 変更一分野ごとの料金とし、複数の場合はその合計金額

建設評価

別表第5 一戸建住宅(併用住宅を含む)の建設住宅性能評価の申請料金 (単位:円)

種 別		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あ たりの加算額
100 m ² 未満	申請区分 1	72,000	64,000	1,500
	申請区分 2	73,000	65,000	
100 m ² 以上 200 m ² 未満	申請区分 1	82,000	73,000	2,000
	申請区分 2	83,000	74,000	
200 m ² 以上	申請区分 1	103,000	93,000	2,500
	申請区分 2	104,000	94,000	

※ 申請区分

申請区分 1 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分 2 : 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金 = 必須分野のみを評価申請する場合の料金 +

選択分野数 × 1 選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の 4 つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいう。

※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。

※ 床面積が 500 m²以上の場合は、上表にかかわらず別途見積りとする。

※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、10,000 円を加算する。

※ 別表第 8 「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

別表第6 共同住宅等の建設住宅性能評価の申請料金

(単位:円)

申請区分		すべての評価分野を 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	1 選択分野あ たりの加算額	
3階 建て 以下	5戸以下	申請区分1	$116,000 + 28,000 \times (M-2)$	$99,000 + 24,000 \times (M-2)$	5,000
		申請区分2	$119,000 + 29,000 \times (M-2)$	$101,000 + 25,000 \times (M-2)$	
	6戸以上 10戸以下	申請区分1	$200,000 + 9,000 \times (M-5)$	$171,000 + 7,000 \times (M-5)$	7,000
		申請区分2	$206,000 + 10,000 \times (M-5)$	$176,000 + 8,000 \times (M-5)$	
	11戸以上 20戸以下	申請区分1	$265,000 + 8,000 \times (M-10)$	$226,000 + 6,000 \times (M-10)$	10,000
		申請区分2	$276,000 + 9,000 \times (M-10)$	$236,000 + 7,000 \times (M-10)$	
4階 建て 以上	10戸以下	申請区分1	$182,000 + 7,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	$155,000 + 6,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	7,000
		申請区分2	$182,000 + 8,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	$155,000 + 7,000 \times M + 30,000 \times (N-4)$	
	11戸以上 20戸以下	申請区分1	$245,000 + 7,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	$209,000 + 6,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	10,000
		申請区分2	$245,000 + 8,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	$209,000 + 7,000 \times M + 40,000 \times (N-4)$	
	21戸以上 30戸以下	申請区分1	$308,000 + 7,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	$263,000 + 6,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	13,000
		申請区分2	$308,000 + 8,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	$263,000 + 7,000 \times M + 50,000 \times (N-4)$	
	31戸以上 40戸以下	申請区分1	$371,000 + 7,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	$317,000 + 6,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	16,000
		申請区分2	$371,000 + 8,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	$317,000 + 7,000 \times M + 60,000 \times (N-4)$	
	41戸以上 50戸以下	申請区分1	$412,000 + 7,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	$354,000 + 6,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	19,000
		申請区分2	$412,000 + 8,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	$354,000 + 7,000 \times M + 65,000 \times (N-4)$	
	51戸以上 100戸以下	申請区分1	$534,000 + 7,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	$471,000 + 6,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	51~60戸: 22,000
		申請区分2	$534,000 + 8,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	$471,000 + 7,000 \times M + 70,000 \times (N-4)$	61~80戸: 25,000 81~100戸: 28,000

※ Mは評価戸数、Nは検査を行う回数。

※ 申請区分

申請区分1：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級のみを評価申請する場合

申請区分2：温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合

※ 必須分野に加え、選択分を選択する場合の料金は下式による。ただし、すべての評価分野を評価申請する場合の料金を上限とする

料金=必須分野のみを評価申請する場合の料金+

選択分野数×1選択分野あたりの加算額

必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の延べ床面積とする。
- ※ 設計住宅性能評価がセンター以外は、別途見積りとする。
- ※ 別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算する。

別表第7 室内空気中の化学物質の濃度等を測定する場合の申請料金

種別	測定を行う化学物質	料金(円)
一戸建住宅	ホルムアルデヒド	62,000
	ホルムアルデヒド,トルエン,キシレン エチルベンゼン,スチレン	129,000
共同住宅	ホルムアルデヒド	M×35,000+37,000
	ホルムアルデヒド,トルエン,キシレン エチルベンゼン,スチレン	M×78,000+73,000

- ※ Mは、測定対象住戸数で ≥ 2
- ※ 別表第8「地域別追加申請料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を測定日数分加算する。

別表8 地域別追加申請料金

地域区分	料金(円)	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県(注)
A地域	10,800	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町、	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B地域	21,600	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)、	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C地域	43,200	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D地域	54,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

(注) 静岡県の追加申請料金は応相談とする。

- ※愛知県内及び表にない地域は追加申請料金を加算しない。
- ※建築基準法上の中間・完了検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料の規程により追加手数料を加算し、建設住宅性能評価の申請料金には加算しない。
- ※同一団地内などで同時に複数の住宅の検査を行う場合の追加申請料金は、上記金額を申請件数分で除した金額（100円未満を切り捨てた金額）を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更になった場合は除く。
- ※適合証明（フラット35）、住宅性能証明のいずれかの現場検査等と同時に行う場合の追加申請料金は、重複して加算しない。
- ※いずれの場合も、申請者の都合により加算すべき地域別追加申請料金に過不足が生じた場合は精算を行う。